

予 防 規 程

(顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所用)

(会 社 名)

(給油取扱所名)

第1章 総則

第2章 保安の役割分担

第3章 危険物の貯蔵及び取扱いの基準等

第4章 点検、検査及び記録

第5章 火災、地震及びその他の災害時の措置

第6章 教育及び訓練

(所長の責務)

第7条 所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに施設が適正に維持管理されるように努めなければならない。

(危険物保安監督者の責務)

第8条 危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより保安の維持の確保に努めなければならない。

(危険物取扱者の職務)

第9条 危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規定に定める危険物の貯蔵及び取扱い作業の安全を確保しなければならない。

2 危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別を所内の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(従業員の遵守事項)

第9条 従業員は、消防法令及びこの規定を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取り扱い作業および危険物施設の維持に努めなければならない。

(監視者の職務)

第10条の2 監視者は、第11条の2の定めるところにより、顧客自らの給油作業又は容器への詰め替え作業（以下、「顧客の給油作業等」という。）を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示等（以下、「監視等」という。）を行わなければならない。

2 同時に複数の従業員により前項の監視等を行う場合には、そのうち1名を危険物取扱者とし、他の物は危険物取扱者の指揮下で監視等を行わなければならない。

3 監視等を行う危険物取扱者等の氏名等は見やすい箇所に掲示しなければならない。

第3章 危険物の貯蔵および取扱いの基準等

(貯蔵および取扱い基準)

第11条 危険物を貯蔵し又は取扱う場合においては消防法令に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- ① 危険物取扱者以外の者が危険物を取扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。
- ② 従業員が給油又は注油を行うときは、必ず客等が求める油種を確認するとともに、その場所を離れないこと。
- ③ 移動タンク貯蔵所からの危険物受入作業は、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の種類及び量を確認し、危険物がもれ、あふれ、又は飛散しないよう監視すること。
- ④ みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。
- ⑤ 危険物を給油または積み降ろしするときは、自動車等のエンジン停止を確認してから

行うこと。

- ⑥ 灯油又は軽油を容器に小分けする場合は、消防法令で定める基準に適合した容器に注油し、注油済みの容器はその場所に放置しないこと。
- ⑦ 給油又は注油、自動車等の転回、地下タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

(顧客自らの給油作業等の取扱基準)

第 11 条の 2 顧客に自ら自動車もしくは原動機付自転車に給油させ、又は灯油もしくは軽油を容器に詰め替えさせる場合においては、消防法令及び別に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- ① 監視者は顧客の給油作業等を適切に監視すること。
- ② 監視者は顧客の給油作業等について必要な指示等を行うこと。
- ③ 監視者は顧客の給油作業等が開始される時には、火気が無いことその他安全上支障が無いことを確認した上で、顧客の給油作業等が行える状態にすること。
- ④ 監視者は顧客の給油作業等が終了した時並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備（以下、「顧客用固定給油設備等」という。）のホース機器が使用されていないときには、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。
- ⑤ 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。
- ⑥ 火災を覚知した場合には、必要な消火、避難誘導、通報等の措置を行うこと。

(顧客用固定給油設備等の給油量及び給油時間の上限の設定)

第 11 条の 3 顧客用固定給油設備等の 1 回の給油量及び給油時間の上限を次の通り設定しなければならない。

ガソリン	L 以下	分以内
灯油	L 以下	分以内
軽油	L 以下	分以内
軽油専用固定給油設備 の高速ポンプ	L 以下	分以内

(給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項)

第 12 条 給油または注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油業務の支障とならないよう細心の注意を払うものとし、特に次の事項に留意しなければならない。

- ① 給油または注油、自動車の点検、整備もしくは洗車と関係がない者をもっぱら対象とするような業務を行わないこと。
- ② 休日等に給油業務を行っていないときは、係員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーン等を展張すること。
- ③ 所内にいる客等の状況に応じ、十分な係員を配置し、その整理、誘導及び喫煙管理等を行うこと。

(駐 車)

第 13 条 所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除きあらかじめ明示された駐車場所で行なければならない。

第 4 章 点検及び検査その他の安全管理

(危険物施設の点検)

第 14 条 危険物施設の構造及び設備等を適正に維持管理するため、別に定めるところにより点検を実施しなければならない。

- 2 _____を点検責任者として定め前項の点検を実施しなければならない。
- 3 点検を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合には、使用禁止等の表示をする等適切な処置を行うとともに、所長に報告して修理等を行わせるようにしなければならない。
- 4 第 1 項の規定により点検を実施したときは、点検記録簿に結果を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。

(改修、補修)

第 15 条 危険物施設の改修、補修工事等を行うときは、その内容に応じて必要な手続きを行わなければならない。

- 2 前項の工事を行う場合は、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立ち会い、工事関係者に対して指示をするなど監視監督を行わなければならない。

(関係書類及び図面等の整備保管)

第 16 条 法に基づき設置許可された給油所取扱所の施設等の位置、構造及び設備が明示された関係書類及び図面は、分類整理して所定の場所に整備保管しなければならない。

(記録の作成及び保存)

第 17 条 法に基づく検査、点検、改修若しくは補修等の工事又は保安若しくは教育訓練等に関する記録はすべて作成するものとし、所定の期間保存しなければならない。

第 5 章 火災、地震及びその他の災害時の措置

(自衛消防隊)

第 18 条 所長を消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は、次のとおりとする。

自衛消防隊長	(氏名)	災害活動全般の指揮及び災害の拡大防止に関すること
— 通報・連絡班	(氏名)	消防機関への通報、所内・所外関係者への連絡、消防隊の誘導、情報の提供
— 避難・誘導班	(氏名)	顧客を敷地外に避難、誘導
— 消火応急措置班	(氏名)	初期消火、流出油防止措置

(消火活動等)

第 19 条 消火活動等は次により行わなければならない。

- ① 火災、危険物の流出等が発生した場合には、消防隊長の指揮の下に、直ちに初期消火、客等の避難・誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急措置を講ずること。
- ② 危険物が所外に流出しまたは可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人及び車両の運転手等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡大防止、改修等の応急措置を講ずること。

(地震被害予防)

(南海トラフ地震防災規程の作成義務がある製造所等については、別添「南海トラフ地震防災規程」により活動する。)

第 20 条 地震時の災害を防止するため、次の事項を行わなければならない。

- ① 当所の建物、その他付随する施設及び設備の倒壊、転倒、落下物の有無等の点検
- ② 消火設備、警報設備の作動状況及びその他の設備の安全装置の作動状況の点検

(地震発生時の措置)

第 21 条 地震が発生したときは、直ちに危険物の取り扱い作業及び火気設備・器具の使用を中止しなければならない。

- ① 当所内に被害が発生したときは、二次災害の発生を防止するため、応急処置を講じるとともに、設備等の使用を禁止しなければならない。
- ② 隊員は、顧客等への必要な指示及び混乱防止のための処置を講ずるとともに、安全な場所に避難誘導しなければならない。

(地震発生後の措置)

第 22 条 地震が発生した場合、点検責任者は地震の規模にかかわらず建物及びこれに付随する設備の点検、検査を行い、以上があった場合は速やかに所長に報告するとともに、必要に応じて消防機関等に通報しなければならない。

- 2 所長は、点検責任者から前項の規定により報告を受けた場合は、直ちに以上を確認するとともに、必要に応じて消防機関等に通報しなければならない。

(南海トラフ地震防災規程の作成義務施設)

「香川県地震・津波被害想定」において、南海トラフ地震（最大クラス）によって水深30cm以上の浸水が想定される地域内にある製造所等

第6章 教育及び訓練

(保安教育)

第23条 所長は従業員に対し次により保安教育を実施するものとする。

対 象 者	実 施 期 間	内 容
全 従 業 員	回/年	(1) 予防規定の周知徹底 (2) 火災予防上の遵守事項 (3) 安全作業等に関する基本的事項
新 入 社 員	入 社 時	(4) 各自の任務、責任等の周知徹底 (5) 地震対策に関する事項 (6) その他
監 視 者	監視等の業務に 従事する前	上記(1)－(6) (7) 危険物の性質に関する知識 (8) 火災予防・消火の方法等に関する知識 (9) 当所の設備の構造・操作等に関する事項

(訓 練)

第24条 訓練は、部分訓練と総合訓練とし、部分訓練は____ヶ月に1回以上、総合訓練は____ヶ月に1回以上とし次により行うこと。

- ① 部分訓練は、消火訓練等について行うこと。
- ② 総合訓練は、部分訓練を有機的に連携させ総合的に行うこと。